

【追加募集】

薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金 募集要項

薩摩川内市誕生20周年を祝い、本市の魅力を生かして地域のさらなる活性化や、今後の関係人口の創出に寄与する事業に対して補助金を交付します。

■ 対象事業

次の要件を全て満たす事業

- 1 事業計画書の内容が、薩摩川内市誕生20周年記念事業実施方針に定める基本方針のいずれかに合致し、かつ、新たに企画して実施する事業
- 2 本市で実施し、広く市民が参加できる事業
- 3 令和7年3月31日までの間に実施し、完了する事業

※次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- 1 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等に該当する事業
- 2 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれのある事業
- 4 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- 5 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- 6 その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

■ 補助対象経費

費目	内容
謝金	講師、出演者等への謝金等、団体の構成員以外の者に支払う経費 等
旅費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費及び宿泊費 等
消耗品費	事業用消耗品費（飲食にかかる食糧費等を除く）
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷にかかる経費
通信運搬費	実施事業に関する送料（案内通知、ポスター等の送付等）
保険料	イベント・傷害保険料
委託料	会場設撤去業務委託、警備業務委託 等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料 等

※以下の経費については補助対象外となります。

- 1 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- 2 記念品、金券等の購入経費
- 3 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- 4 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- 5 不動産の取得等に要する経費

■ 補助対象団体

法人又は3名以上で組織し、その構成員の半数以上が市民（在学、在勤）で、活動の拠点と実体が市内にある団体

※宗教、政治活動を含むイベント、暴力団員が構成員に含まれる団体等は除きます。

■ 補助金額

補助対象団体	補助率	限度額
市内の高校・大学生等が企画・運営する事業及びその事業に賛同した地元企業等	補助対象経費の3分の2	50万円
地区コミュニティ協議会、市民団体等	補助対象経費の3分の2	30万円
地元企業	補助対象経費の2分の1	20万円

■ 応募に必要な書類

- 1 薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金申込書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 団体の概要が分かる資料（任意様式）
- 5 団体構成員名簿（任意様式）
- 6 事業の内容が分かる資料（任意様式）

■ 応募締切

令和6年8月23日（金）必着

■ 補助事業の決定

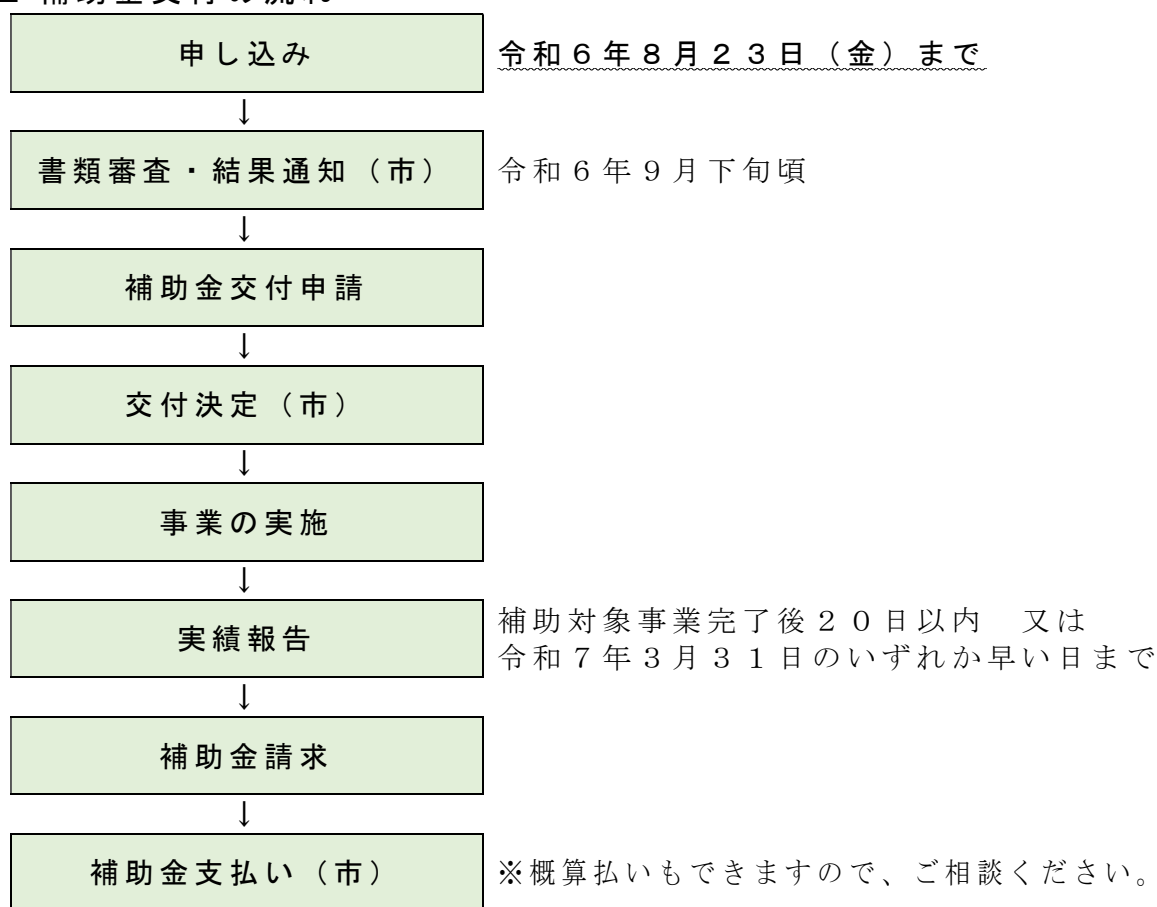
- 1 審査方法
 - (1) 薩摩川内市誕生20周年記念事業推進部会による書類審査
 - (2) 以下に示す基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内で事業を決定します。
- 2 結果通知

9月下旬頃、選考結果を文書で通知します。
- 3 審査基準

項目	審査内容	配点
公益性	住民が広く利益を享受できる社会性の高い公益活動となっているか。	20点

必要性	市からの支援を必要とする事業であるか。 受益者への自己負担等により実施すべき事業ではないか。	10点
有効性	本市の魅力を生かした事業で地域活性化につながる事業であるか。 市内外に情報発信することができる事業で、今後の関係人口の創出が期待できるか。	50点
実現性	事業の内容等は、事前に十分な検討・調整がなされ、実現可能なものとなっているか。事業計画・収支は十分検討されているか。	20点

■ 補助金交付の流れ



■ 問合せ先及び提出先

薩摩川内市誕生20周年記念事業推進本部事務局
〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 未来政策部 秘書広報課 担当：吉満、養母
電話番号：0996(23)5111(内線 4110、4121)
電子メール：koho@city.satsumasendai.lg.jp